

事務連絡
平成24年1月12日

各地方厚生局指導養成課
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

介護福祉士養成施設等における医療的ケアの教育及び実務者研修にかかる
Q&A集の送付について

介護福祉士養成施設等における医療的ケアの教育及び実務者研修にかかる質問のうち、照会の多いものについて、別添のとおりQ&A集を作成しましたので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

マンパワー企画係 (内線 2849)

資格・試験係 (内線 2845)

Tel : 03-5253-1111

【医療的ケアの教育関係】

通し番号	分類	質問	回答
1	演習	医療的ケアについて、演習は各行為の回数は指定されているが、時間数はどの程度とするべきか。	受講する学生数やシミュレータの数、授業の進め方等により、所要時間は異なることから、回数を示すにとどめています。
2	演習	医療的ケアは、基本研修の講義を実施した後に、演習となるが、例えば、行為別に、喀痰吸引の講義を受けてから喀痰吸引の演習を実施し、経管栄養の講義を受けてから経管栄養の演習を実施することは可能か。	差し支えありません。
3	演習	救急蘇生法演習のみを外部で受講した場合、それを救急蘇生法演習としてよいか。	領域「医療的ケア」の目的・ねらいに沿って演習を実施するため、外部の講習の読み替えはできません。
4	教育内容	医療的ケアについて、参考となる図書や教科書があったらお示し願いたい。	「介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト」や指導上の留意点なども適宜参考としてください。 ((社)全国訪問看護事業協会ホームページ) http://www.zenhokan.or.jp/pdf/new/kyuuin-text-1.pdf http://www.zenhokan.or.jp/pdf/new/kyuuin-text-2.pdf
5	教員	都道府県が実施する指導者講習(伝達講習)を修了した者は、医療的ケア教員講習会修了者とみなされるか。	都道府県が行った、指導者講習会修了者については、医療的ケア教員講習会修了者と同等以上の知識及び技能を修得したものに含まれるため、医療的ケア教員講習会修了者とみなされます。
6	教員	看護教員の資格を有し、看護学校で実習指導及び教授経験のある専任教員については、医療的ケア教員講習会を受講しなくてもよいか。	医療的ケアを教授する教員については、医療的ケア教員講習会修了者(平成24年度は修了見込みでも良い)、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日付老健局発出)(不特定多数の者を対象としたものに限る)における指導者講習を修了した者であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者である必要があるため、医療的ケア教員講習会等を受講する必要があります。
7	実地研修	医療的ケアの実地研修を生徒に受けさせずに卒業させた場合、卒業生は新たに実地研修を受けなければならないのか。	喀痰吸引等を実施するためには実地研修を修了することが必要であり、実地研修を修了せずに卒業し、介護福祉士になった場合には、平成27年度以降に登録喀痰吸引等事業者において実地研修を修了する必要があります。
8	実地研修	実地研修は、例えば喀痰吸引のうち口腔内のみ実施するなど、実地研修修了証明書において区分されている行為類型毎に実施すればよいという理解でよいか。	お見込のとおりです。
9	設備・備品	医療的ケアの設備については届出時に揃える必要があるのか。	レンタル又はリースの場合は、授業運営上必要になったときに備えれば差し支えありません。また、購入の場合は、平成24年度の届出の際には、購入予定という取扱で差し支えありません。
10	設備・備品	演習に必要な機器を他の学科で所有している場合、共有できるのか。	介護福祉士養成施設の指導要領では共有を認めているところですが、他の学科の物品が使用可能かどうかを確認する必要があります。
11	設備・備品	演習に必要な機器を必要数整備としているが、どの程度必要なのか。	学生数等を考慮し、授業を展開していく中での必要数を整備願います。
12	設備・備品	心肺蘇生訓練用機材一式とは、AEDやモデルを含んでいるのか。また、適当数とあるが一定のラインを示されたい。	救急蘇生法演習に必要な器材を指し、内容、数については特段定めておりません。養成施設等の判断により必要な数を整備願います。
13	その他	見学先に医療機関を含めてよいか。	差し支えありません。

【実務者研修関係】

通し番号	分類	質問	回答
1	教育内容	介護福祉士養成課程と実務者研修課程における医療的ケアに関する教育内容や条件は同一であることから、合同で授業を実施して差し支えないか。	定員の範囲内で差し支えありませんが、実務者研修受講者が働きながら無理なく受講できるよう、授業の時間割等に配慮をお願いします。
2	教育内容	介護職員基礎研修修了者については、修了認定により50時間の履修で実務者研修修了となるが、その場合も、6月以上の在籍が必要か。 また、介護職員基礎研修修了者向けの50時間コースの指定を受けることも可能なのか？	修了認定を行う際であっても、実務者研修の修業年限は6月以上必要です。 また、実務者研修の指定には450時間以上の教育内容が必要です。しかし、指定を受ける際に、当該6月以上の課程の中で、50時間を修了するクラスを設けることは差し支えありません。(ホームヘルパー2級についても同様に320時間を修了するクラスを設けることは差し支えありません。)
3	教育内容	実務者研修における合併授業(実務者養成施設と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。)の実施は可能か。	実務者養成施設との合併授業については、授業等に支障を来さない限りにおいて行って差し支えありません。 (ただし、介護福祉士養成施設における領域「介護」に係る授業との合併授業は認められません。)
4	教育内容	実務者研修450時間ですが、スクールアワーの適用を行うべきか。	実務者養成課程について、大学等の課程に位置付ける場合は適用可能です。なお、医療的ケアは実時間で50時間の確保をお願いします。
5	教育内容	実務者研修の修業年限は6月以上なので、1年間で3回以上実施することも可能か。 その際、開講期間が重なることとなるが、総定員については、重なったコースの定員を合算する必要があるのか。	お見込のとおり。
6	教員	実務者研修の専任教員(教務に関する主任者)については、介護福祉士養成施設(1850時間)と兼務してもよいか。	同一施設において介護福祉士養成課程と実務者養成課程を実施する場合に、双方の業務に支障が生じない場合に限り、可能とします。
7	教員講習会	実務者研修教員講習会の開催状況に鑑み、医療的ケアの教員同様、指定申請の際に「受講予定」として、申請することも差し支えないか。	平成24年度中の申請に限り差し支えありません。
8	実施主体	施行通知にある、実施主体が2つある場合に代表法人が申請する場合と、他の養成施設に実施させる場合については、何が違うのか。	代表法人が申請する場合については、科目毎の修了の評価も代表法人が行う必要があるものです。 例:全国規模の法人が、代表的に申請する場合。 一方、他の養成施設に実施させる場合は、教育について科目毎の評価まで委託先の法人において行ったうえで、修了の評価を元の法人において行うものです。
9	修了認定	25年度から始まる初任者研修修了者とヘルパー2級修了者における修了認定の取扱は同様という理解でよいか。	初任者研修修了者の取扱については、当該研修の施行の際にお示しすることとしております。
10	受講者支援	受講するにあたり、国からの援助はあるのか。	平成24年度予算案においては、介護福祉士等修学資金貸付事業の対象に実務者研修受講者を加えることとしています。また、教育訓練給付制度の指定基準を満たせば、教育訓練給付制度の対象とすることとしています。
11	設備・備品	教育上必要な備品とはどのようなものか。	介護福祉士養成課程で必要な備品を参考に、授業実施にあたり必要な備品の準備をお願いします。
12	その他	現在普通高校にて「介護職員基礎研修課程」を実施しているが、「実務者研修」へ移行した場合、引き続き高校で養成することは可能か。	法人格を有していれば、実務者研修の実施主体となることはできます。ただし、高校設置基準等、文科省所管法令との関係で問題が無いか確認をお願いします。なお、介護福祉士国家試験を受験するには、3年以上介護等の業務に従事する必要があります。
13	その他	東京に本部があり、福岡に事業所がある法人が、 ・実務者養成施設の通信課程を行う場合に、法人が所在する東京の本部で通信による授業を実施し、福岡にある事業所の場所を活用し面接授業を行う場合、指定申請先は関東信越厚生局か。 ・また、福岡の事業所が昼間・夜間課程を行う場合の申請先は、九州厚生局でよいか。	お見込のとおりです。
14	その他	学校以外の法人が実務者研修を実施するに当たり、学則に代わる研修要綱等の提出で差し支えないか。	学則を作成していただくか、学則記載事項(指針5参照)を網羅した、学則に準じたものを提出いただく必要があります。
15	その他	「通信主体の課程」で申請をする場合に、通信で行う授業時間数はどの程度必要か。	実務者養成施設が「通信主体の課程」で申請する場合は、授業時間数の過半に達する時間数を通信で行う必要があります。